

## うわまち病院移転建替えに関するQ&A集

### 1 建替えをすることについて

平成31年(2019年)2月7日

番号	質問	回答
1-1	うわまち病院の建物は、本当に老朽化が進んでいるのか。	主たる病棟が建築後50年以上を経過しており、医療機能や患者の療養環境といった面で老朽化が相当進んでいます。また、救急医療や重症患者さんへの集中治療などが行える急性期機能を担っている病院として、医療の進歩に対応した設備等を導入することが困難になっています。
1-2	うわまち病院が手狭となっているというが、どのくらいなのか。	うわまち病院の建物面積は、近年建設されている同規模の病院の2/3程度しかなく、大変手狭な状況にあります。 (参考)建物面積を病院のベッド数で割った面積 うわまち病院 約50㎡ 近年建築された病院 80㎡～90㎡
1-3	建物の古さは、前々からわかっていただけではないか。	これまで、鉄筋コンクリート造の建物については、病院であっても60～70年使用していくという考えでしたので、建替えを決断するのはまだしばらく先のこととして考えていました。 こうした中、平成27年2月に横須賀市立病院運営委員会に対し、「うわまち病院が担うべき医療機能について」「うわまち病院の建替えについて」「市民病院との機能分担について」の3つを諮問しました。
1-4	横須賀市立病院運営委員会からの答申は、どのようなものか。	横須賀市立病院運営委員会からの「うわまち病院は老朽化が進んでいることから早期建替えを望む」「財政状況が厳しい中、施設規模等は十分検討されたい」「建設場所は、現地建替えのほか移転建替えも検討されたい」「平成37年度中の新病院開院を目指し」という答申がなされたので、これらを尊重して検討を始めました。 このうち建設場所については、現地建替えと移転建替えの両論併記でしたが、現地建替えとして検討を始めました。
1-5	答申を受けた後、うわまち病院の建替えの検討はどのように進めたか。	平成30年4月に、うわまち病院の建替え検討を進めるための専従職員を1人配置し、検討を始めました。
1-6	建替えの検討は、どのように始めたか。	横須賀市立病院運営委員会からの答申を尊重し、検討を開始しました。 うわまち病院の建替えは、平成37年度中の新病院開院を目指し、現地建替えをすることとして検討を始めました。

1-7	現地建替えとして検討を始めたのに、なぜ、移転建替えに検討方針を変えたのか。	現地建替えの検討では、患者さんや病院に関わる方々にとって機能的な建物にするため、敷地内の土地の造成工事を行うことを考えていました。 しかし、うわまち病院の敷地や周辺道路の状況から、直ちに土地の造成工事(開発行為)ができないことが分かり、平成37年度中の新病院開院が非常に難しいことが分かったためです。
1-8	建替えをせずに、改修工事で建物を延命させるべきではないか。	救急医療や重症患者さんへの集中治療などが行える急性期機能を担っている病院として、医療の進歩に対応した設備等を導入することが困難になっているため、改修工事では対応しきれないと考えています。

## 2 早期の建替えが必要なことについて

番号	質問	回答
2-1	なぜ、早期の建替えが必要なのか。	建物自体の老朽化が進んでいることに加え昔の基準で建設されているため、医療技術の向上、医師等の増加に対応するためには手狭であり、療養環境の面でも支障が生じているためです。 また、横須賀市立病院運営委員会からも、こうした問題を早期に解決するために「平成37年度中の開院を目指し」という答申がなされました。
2-2	横須賀市立病院運営委員会は、なぜ「平成37年度中の開院を目指し」とした具体的な年度を答申したのか。	他の病院の建替えでは、建設計画策定の着手から新病院のオープンまで7～8年程度を要していたためです。

## 3 開発行為の許可について

番号	質問	回答
3-1	うわまち病院の敷地や周辺道路の状況から、直ちに土地の造成工事(開発行為)ができないというのは、具体的にどういうことか。	敷地内の一部が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定の可能性があるため、崖の安全を確保する対策工事が必要なことと、県道からうわまち病院入口までの道路幅員が、原則9m以上必要であるところ5.5m程度しかないことです。
3-2	平成18年に完成した南館の建設時は、開発行為ができたのか。	南館の建設工事の時は、病院建設の場合は、造成工事(開発行為)が協議不要でした。 しかし、その後都市計画法が改正され、病院建設でも造成工事のための協議が必要になりました。

3-3	改正された都市計画法は、いつから施行されていたのか。	平成19年11月30日です。
3-4	うわまち病院の敷地内の一部が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定されると、開発行為ができなくなるのか。	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されると、その区域で開発行為を行うには、レッドゾーンを解除するために崖の安全を確保する対策工事が必要となります。
3-5	レッドゾーンの対策工事に、どの程度時間を要するのか。	工事期間は、個別のがけの状況で決まるため一定ではありませんが、開発行為を行うためには、土砂災害防止法に基づく特定開発行為について、県と協議する必要がありますので、工事期間の他にも相当の時間を要することが見込まれます。

#### 4 県道からうわまち病院入口までの道路について

番号	質問	回答
4-1	道路拡幅について、どの程度の時間を要すると考えているか。	事業説明からはじめ、測量等の調査にご協力いただきながら用地補償交渉を行います。 そして、道路拡幅事業に対するご理解、ご協力を頂いたのちに工事着手となるので、完了まで10年程度を要すると考えています。
4-2	地権者は道路拡幅に協力すると言っているのに、工事の完了まで10年もかからないのではないのか。	道路拡幅にご理解いただけていても、市が用地を取得させていただくにあたり、用地の測量、近隣との境界確定、補償額及び土地価格の算定、用地補償内容に説明、ご契約といった一連の手続き及び移転頂く方の生活再建の確認などが完了するまでは通常数年を要します。 対象となる地権者のみなさんについて、この一連の手続きを完了させてから道路拡幅工事に着手します、その際は占用工事(水道、下水、東電、NTTなど)も併せての実施となるため、10年程度を要すると考えています。
4-3	道路周辺は、コインパーキングになっていたりと、既に道路拡幅がしやすい状況になっているので、10年もかからないのではないのか。	県道からうわまち病院入口までの道路は都市計画道路となっているため、都市計画どおりに道路整備をしたいと考えています。 地権者の方々にご協力いただけても、道路整備に10年程度を要すると考えています。
4-4	都市計画道路とは何か。	都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心して快適な都市生活と機能的な都市活動を確保する都市交通におけるもつとも基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定された道路のことです。

## 5 本館病棟のスプリンクラーについて

番号	質問	回答
5-1	本館病棟にはスプリンクラーが設置されていないのか。	スプリンクラーは、給食調理室のある1階には設置されていますが、2階から7階までには設置されていません。
5-2	2階から7階にスプリンクラーが設置されていなくても問題ないのか。	「特例承認」として、スプリンクラー未設置でも病棟としての使用が消防署から認められていますので、現時点では問題ありません。 しかし、平成26年の消防法令の改正により平成37年7月以降は「特例承認」が認められず、平成37年6月末までに本館病棟にスプリンクラーを設置しなければ、病棟としての使用ができなくなっています。
5-3	スプリンクラー設置工事の工期と工事費、その他関連経費の見込みは。	本館病棟の2階から7階までの1フロアずつ病棟閉鎖をして順次工事を行います。1フロアで1か月の工期を見込んでいますので、全体工期で約6か月を見込んでいます。 工事費は1億3,000万円ほどですが、工事期間中の病棟閉鎖に伴う減収を6億円程度見込んでいますので、合計で7億円以上の影響を見込んでいます。
5-4	技術革新で、スプリンクラー工事がもっと短期間にできるのではないのか。	スプリンクラー工事は、うわまち病院の本館で採用可能な、最も短期間にできる設備で検討しました。 入院患者さんの移動等を伴いながらの工事になりますので、1フロア1か月の工期が必要と考えています。

## 6 現地建替えを断念した経緯について

番号	質問	回答
6-1	健康部が、現地建替えが相当困難ということが分かったあと、どのような対応をとったか。	現地建替えが相当困難であることを健康部が平成30年5月31日に市長に報告し、その後、関係部局を交えて早期の現地建替えの可能性を検討しました。
6-2	関係部局を交えて早期の現地建替えの可能性として、何を検討したのか。	①本館病棟へのスプリンクラー設置期限が平成37年6月末となっていることへの対応 ②早期の建替えを前提とした道路の拡幅 ③開発行為の条件確認

6-3	本館病棟へのスプリンクラー設置期限が平成37年6月30日となっていることの検討結果は。	本館病棟へスプリンクラーを設置すれば時間的な問題は解決できますが、うわまち病院の老朽化が進んでいることから早期建替えを望むという答申には応えられません。また、スプリンクラー設置工事期間は、病棟の一部閉鎖を伴う入院制限をせざるをえません。医療体制に影響を与えずに早期の建替えを第一に進めるため、スプリンクラーの設置をしないことにしました。
6-4	早期の建替えを前提とした道路拡幅についての検討結果は。	道路拡幅について、開発行為に必要な幅員9m道路として整備したとしても10年程度の時間を要すると考えられました。
6-5	関係部局を交えて早期の現地建替えの可能性を検討した結果は。	早期の建替えが求められている中では、現地での建替えは実現不可能という結論になりました。

## 7 移転予定地を神明公園としたことについて

番号	質問	回答
7-1	移転予定地は、どのような条件のもと検討したか。	第1条件は、移転建替えの決定の要因である「早期の建替えが可能」ということです。その他は、うわまち病院が移転することによる救急車による搬送時間の変化、最寄駅から新病院までの距離等を考慮しました。
7-2	検討段階での候補地は、どのように選んだのか。	うわまち病院を移転させる以上、市内の医療機関の立地バランスを考慮し、京急線堀ノ内駅以南で、最寄駅から半径2kmの距離としました。その上で、まずは面積が1ha以上の場所を候補として挙げました。
7-3	検討段階での候補地は、何か所だったか。	まず15か所を候補として挙げ、その後、4か所に絞り込みました。
7-4	どのようにして4か所に絞り込んだのか。	民有地、既に計画を進めている場所、土地利用の規制(用途地域、地区計画、開発行為)から病院建設が困難な場所を除いて、4か所に絞りこみました。
7-5	絞り込まれた4か所はどこか。	大津公園、神明公園、根岸交通公園、馬堀海岸公園です。

7-6	「早期の建替えが可能」以外で、移転予定地を決定した最も大きな要因は何か。	本市の救急搬送平均時間より長くなっている地区について、移転候補地4か所で、救急車による傷病者の搬送時間が短くなる町の数をシミュレーションした結果です。
7-7	救急車が傷病者を搬送する時、どの病院へ搬送するのか。	傷病者が特定の病院に通院中等でなければ、原則として、傷病者を受け入れ可能な最寄の病院へ搬送します。
7-8	神明公園に新病院ができると、救急車の搬送時間がどの程度短縮されるか。	シミュレーションでは、本市の救急搬送平均時間と比較して長くなっている久里浜行政センター及び北下浦行政センター地区の多くの町で、5分以上短縮されます。
7-9	本市の救急搬送平均時間は。	9分4秒です。
7-10	救急搬送時間とは。	傷病者を救急車に乗せて出発してから、医療機関に到着するまでの時間です。
7-11	神明公園は、うわまち病院の移転予定地として最適であるか。	本市の南東部(久里浜地区等)は、一定の人口を抱えてるにもかかわらず基幹病院が立地していません。救急車による搬送時間のシミュレーションでも明らかであり、市民の命を救う病院として最適な立地として考えています。
7-12	神明公園の津波の懸念は。	東日本大震災後に本市が作成した津波ハザードマップで、神明公園の一部が浸水域となっているものの大半は区域外となっていますが、今後行う建設計画においては津波対策を考慮します。
7-13	津波ハザードマップとは。	神奈川県は、想定外をなくすという考えのもと、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される、9つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、平成27年2月に本県の沿岸地域における「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による「津波浸水予測図」を公表しています。 この「津波浸水予測図」に基づき本市で作成したものが「津波ハザードマップ」です。
7-14	活断層の懸念は無いのか。	神奈川県が平成12年度に実施した活断層調査では、この地に明瞭な断層がみられませんでした。

## 8 移転予定地の検討体制について

番号	質問	回答
8-1	移転予定地の検討はいつから始めたか。	平成30年8月21日に、うわまち病院の移転建替えを発表してから行ってきました。
8-2	移転予定地の検討は、どのように行ってきたか。	うわまち病院の移転建替えは、本市の一大プロジェクトであり、政策推進部が中心となり、関係部長及び関係課長会議を立ち上げ検討してきました。

## 9 神明公園の今後等について

番号	質問	回答
9-1	神明公園の全てが新病院となるのか。	神明公園は、ソフトボールやゲートボールで使用されるグラウンドと、ベンチや遊具が設置されている公園があります。新病院は、グラウンドの全部と公園の一部を予定しており、公園の一部は引き続き神明公園として残す予定です。
9-2	神明公園の代替公園の整備はどうなるのか。	神明第2公園を、ソフトボール等ができるグラウンドとして整備する予定です。具体的な整備計画は、今後検討していきます。
9-3	神明公園は、いつまで利用できるのか。	新病院の建設工事の着工は数年先になりますので、少なくとも平成31年度中は、今までどおりご利用になれます。今後、新病院の建設計画の進捗にあわせ、公園利用者、神明小中学校関係者、近隣の方等の皆様への説明を行っていきたいと考えています。
9-4	国道134号の久里浜交差点付近の道路渋滞や、くりはま花の国の駐車場への入場待ち車両による渋滞等、近隣の交通事情を考慮しているか。	神明公園周辺の交通事情は認識しています。新病院への救急車の進入経路や、病院駐車場の設置等について、周辺の交通事情を考慮して今後、検討を進めていきます。
9-5	新病院の建設工事の着手前に、計画等の説明を行うのか。	今後、新病院の建設計画の進捗にあわせ、公園利用者、神明小中学校関係者、近隣の方等の皆様への説明を行っていきたいと考えています。

10 うわまち病院跡地の利用計画について

番号	質問	回答
10-1	うわまち病院跡地の利用計画について、どのように考えているか。	うわまち病院の跡地活用は市が責任をもって取り組んでまいります。 上町の賑わいをそこなうことが無いよう、中期的な視点をもって、夢のあることを検討していきたいと考えています。
10-2	うわまち病院跡地について、中期的な視点を持った検討では移転予定の平成37年度まで間に合わなくなるのではないか。	跡地利用の検討は既に開始しており、平成37年度の病院移転時に、計画が何も定まっていないということは避けなければならないと考えています。 しかし、上町の賑わいをそこなわないように、跡地の利用計画の検討は中期的な視点を持つ必要があると考えています。
10-3	うわまち病院跡地利用の検討は、どのように行っているか。	うわまち病院跡地利用についても本市の一大プロジェクトであり、政策推進部が中心となり、関係部長及び関係課長会議を立ち上げ検討を始めています。
10-4	跡地利用計画の立案や地元への説明について、どのように考えているか。	政策推進部が中心となり、関係部長及び関係課長会議を立ち上げ検討していきますが、上町地区の皆さまにもご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。 ご意見を伺う時期や方法については、今後検討していきます。
10-5	うわまち病院の移転に伴う、上町地区の経済規模の縮小を試算したのか。	上町地区の経済規模の縮小は試算していませんが、うわまち病院の跡地活用は市が責任をもって取り組んでいきます。